

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	養殖施設損傷
発生日時	令和元年7月16日 09時26分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市気仙沼港南方沖 上段灯台から真方位228°930m付近 (概位 北緯38°52.5′ 東経141°35.8′)
事故の概要	漁船名徳丸は、南進中、養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和元年7月18日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 名徳丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	MZ2-10012（漁船登録番号）、河上水産有限会社 第282-16224号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 養殖施設 養殖筏固定用アンカーロープに切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ低潮時
事故の経過	本船は、船長ほか7人（日本国籍1人、インドネシア共和国籍6人）が乗り組み、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、船長が船橋当直につき、気仙沼湾西湾の可航幅約200mの水路を手動操舵により南進していた。 本船は、船長が、本船の左舷船尾方を同航していた貨物船が次第に接近しているのを認め、いずれ追い越されると思って貨物船の動静に注意を向けていたところ、右舷船首方20m付近に養殖施設に接近していることに気付き、左舵を取るとともに、機関を全速力後進としたものの、同施設に進入し、推進器に養殖筏固定用アンカーロープが絡まった。
分析	本船は、可航幅約200mの水路を南進中、船長が、本船の左舷船尾方を同航する貨物船の動静に注意を向けながら航行していたことから、養殖施設に接近していることに気付くのが遅れ、同施設に進入し、養殖筏固定用アンカーロープが切損したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、可航幅約200mの水路を南進中、船長が、本船の左舷船尾方を同航する貨物船の動静に注意を向けながら航行していたため、養殖施設に接近していることに気付くのが遅れ、同施設に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定の船舶等に注意を向けて周囲の施設等を見逃すことがないよう、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。
--	---